

業務運営に関する規程

事業所名 ウィーメックス株式会社

第1 求人

- 1 本所は、取扱職種の種類等（後述）に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込み下さい。直接来所できないときは、郵便・電話・FAX または電子メール等でも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、求人受理時の事務費用を、別表の手数料表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第2 求職

- 1 本所は、取扱職種の種類等（後述）に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理いたします。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合は受理いたしません。
- 2 求職申し込みは、本人が直接来所もしくはオンライン上で、所定の求職票によりお申し込み下さい。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ

め上述方法による明示ができないときは、あらかじめそれら以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたします。その紹介状を持参の上求人者に出向いていただきます。
- 5 いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介いたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速・適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者・求職者双方から本所に対して、その報告をしてください。紹介されたにもかかわらず雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の種類等は、「専門的、技術的職業・管理的職業・事務的職業」国内です。
- 7 本所の業務運営に関する規定は以上のとおりですが、すべて職業安定法関連法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員にお尋ねください。

2026年4月1日
代表者 高橋 秀明